

第4回東大阪市上下水道事業経営審議会 会議録

- ◆日 時 令和6年11月11日（月）15:00～17:00
◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

◆次 第

- 1 開会
- 2 会議の公開及び傍聴者の入場
- 3 議事
（案件）水道料金の改定について
- 4 答申手交式
- 5 閉会

◆出席者

資料－1 出席者名簿 参照

◆配布資料

- 資料－1 出席者名簿
資料－2 水道料金の改定について
資料－3 施設整備計画〔R7～R17〕
答申書（案）

◆会議録

1 開会

○ 開会

これより第4回東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、次第の他に

資料－1 出席者名簿

資料－2 水道料金の改定について

資料－3 施設整備計画 [R7～17]

以上4点です。

2 会議の公開及び傍聴者の入場

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させていただきます。

○ 会議の公開について

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ウェブサイトへ公開させていただきます。

上下水道事業管理者のあいさつ

東大阪市上下水道事業管理者の江原でございます。

本日は誠に忙しい中、第4回審議会を開催いただきまして、ありがとうございます。先月の第3回審議会におきましては、上下水道事業の決算状況等についてご審議いただきました。今回は、9月の第2回審議会以来となりますが、水道料金改定についてご審議をお願いいたします。

さて、9月の第2回審議会では、大規模事業となる水走配水場の更新事業について、その実施期間中は、管理更新事業費を対前年度比1.0とすること、また、その場合には、平均28%の料金改定が必要となることなどについてご審議いただきました。ご審議いただいた内容につきましては、中間報告としてとりまとめ、審議会の議事録や資料とともに、市ウェブサイトで公表し、市議会にも中間報告の内容を説明させていただきます。

今回は、市議会において出された意見等も踏まえ、利用者への影響を緩和する修正案を作成いたしました。その内容についてご審議いただき、答申としてまとめたいた
だきたいと考えております。

皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、何卒
ご協力よろしくお願いいたします。

最後に、第2回審議会においてご質問いただきました際の、私の回答についてでござ
いますが、1点誤りがありますので、ここで訂正させていただきます。

本日、所用でご臨席いただけておりませんが、委員より令和17年度までの施設整備
計画における、その他施設の事業内容についてご質問があった際、私の方から、菱
屋西配水場の撤去がある旨をお伝えいたしました。実際には、菱屋西配水場の撤去
は、水走配水場の更新工事が完了した後の、令和18年度以降となり、令和17年度ま
での計画には含まれておりませんでした。ここで改めて訂正させていただきます。そ
の他施設の事業内容につきましては、改めて後ほど庶務よりご説明させていただきた
いと思っております。よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、開会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

3 議事

(案件) 水道料金の改定について

(庶務より、資料－2「水道料金の改定について」および資料－3「施設整備計画
[R7～R17]」の内容について説明)

○ 質疑応答

【会長】

話を少し整理いたしますと、審議会として、前回28%の料金改定を決定したわけですが、その後議会等からの意見を参考に激変の緩和措置として段階的に料金を上げていくという修正案を提示いただきました。資料2の7頁に示してある財政目標の条件をそのまま設定通りに段階的な改定を検討すると、修正案1という形になります。ただこの形ですと、最終的な到達が、料金改定率が現行に対して32%まで向上するという一方で、少し財政目標を緩和するような形で、最終的な到達が28%にするような緩和措置の修正案2を提示していただきました。

この審議会では、修正案1を比較対照としつつ、修正案2が妥当かどうかというふうなところを検討していくことになるかと思えます。委員の皆様からただいまの説明に対してご質問等ございましたらお願いします。

【委員】

計算をいろいろしていただいて、安い方がいいっていう審議会の話もわかりますが、お水を使わない人も使う人も、メンテナンスの部分では、（水道を）使用しているのは一緒です。そのところから考えて、（修正案2の）企業債を500%までしないといけないというところの部分は、私は防災の観点から言ったら、生駒断層っていうのは、日本で10本の指に入るぐらい危険度の高い場所なんです。令和27年度までに何とか（企業債残高対給水収益比率を財政目標の）350%まで落とすという、この（23頁の）グラフを見て、その間に何もなければいいですけど、350%より上げないようにっていう話もあったわけです。

28%のパーセンテージばかり仰るので、一般市民的にはわかりにくいんですね。

だから電気代もガス代も、値上げについて、金額で言ってるんですね。（例えば電気代の場合）1kwhに対しては4円というふうにやってきてるんですね。

（水道の）28%は、聞く方からしたら随分大きく感じてしまうんじゃないかと思うので、金額で示された方が納得いくと思います。

【会長】

そうですね。料金改定の中身が決定したら、住民の方に、色々な形で周知していくことになると思いますが、その時に今のご意見を参考にしていくことになると思います。パーセンテージでいくと、どこを基準に何%上げたかによって、掛け算になったり足し算になったり確かにややこしいと思いますので、その辺は住民の方に誤解を招かないように、的確に情報を提示していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

災害の話も今出ましたけれども、災害が起きた場合はおそらく別の手だてが出てくるのかなと思いますけれども。

【理事者】

ご意見ありがとうございます。今、2点ご質問いただきました。

1点は生駒断層をはじめとする大規模地震のときの対応、もう1点は今、会長から少しフォローいただきましたが、住民へ料金の上昇を説明するときにパーセンテージではなくて、額でもって示したらどうか。

住民の皆さん、お客様に対するアピールというのは、当然議案が議決を経た後になりますので、今の段階ではまだいくらになるというようなことはご説明できる状況ではないですが、本日の資料の43頁、44頁、それと46頁ですね。1㎡あたりがわかりづらいので、1000ℓあたりひと月いくら上がるのかというところを、これまでも示させていただいておりまして、今委員がご指摘いただいた点については、ご意見を踏まえて今後お客様に対してアピールしていきたいと思っております。

それと先にご質問がありました生駒断層等が発生したときに、令和17年度から令和27

年度まで、企業債がまだ高い状態で進んでいるということに関して、どうだろうなということですが、企業債というものは、新たな施設投資に対して適用するものでございまして、毎年度の水道施設の運転経費等に充当するというものではないというのが1点。それと、これは結果的な話ですが、今年の4月から水道事業が国土交通省と水質に関しては環境省の方に移管されました。

それまでは、厚生労働省が所管しておりまして、国土交通省が、施設部門を所管するにあたって、少し専門的な用語ですが、水道施設を公共土木施設として取り扱うということ、国の中で要請しておりまして、結果的に、下水道、道路、河川といったものと同様に、水道施設が公共土木施設という取り扱いにこの4月1日からなっております。

これはどういうことかといいますと、大規模災害等が起こったときに、国が法律でもって、災害復旧費用を国庫負担する、専門用語で言いますと、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律がございまして、その負担法に基づいて、お金を投資することになってまいりますので、今会長から少しご説明がありましたが、資金の投入スキームが、災害が起こったときはちょっと異なっておりますので、あくまでもこの審議会の議論いただいているのは、災害復旧にかかる費用は対象外として、審議いただいているということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

【会長】

詳しい説明ありがとうございます。

【委員】

無責任な意見かもしれませんが、一般的な考えとしまして、結果的にはお金を払うのは市民であるし、それから企業債（残高対給水収益比率）を350%とか500%言われても市民は全くわかりません。

それからもう1つは生駒断層とか色々な災害の話が出ていますけれども、それはいつ起きかわからないですし、今仰ったように、何かあれば国が手を差し伸べてくれるということはあると思うんですね。そのような観点からしたら、数字ばかりを追っていった値上げの率を上げるのは、私は反対だと思います。

それから先ほどの投資の話もいろいろ出ていますけれども、やはり市民にとってみたら、この物価高騰の折に、たとえ1%でも安いほうがいいということは思っていると思います。

それともう1つ、大事なことは、現在の水道はいかに水を送っているかということを市民はほとんどわかっておりません。私もある会合で説明したときに、今現在の水道水を飲む方がどれぐらいいらっしゃるか聞いたときに、大体15%ぐらいが（水道）水を飲んでいきます。他の方は沸かしたり、浄水器を通す方が大多数です。それでいろいろ考えてみると、1998年に高度処理水にされて、その時の宣伝が行き届いていなくて今現在にきている

わけです。

それでもう1つは、前回（10月17日開催）の自治協議会の常任理事会で（東大阪市の水道事業と経営状況について）ご説明いただいて非常によかったと思います。

私は初め（料金改定に対して）かなり反対意見が出るかなと思っていましたが、出なかったですね。だからそれは、いかに独立採算性で、自分たちのお金（水道料金）で賄わなかったらいかんということをよくわかっていると思うんですね。

それに手をつけるために、11月の水道メーター検針のときには確かにチラシが入っていました。あれは、こちら（水道）側は言えたらいいと思っていらっしゃるけれども、他の人に聞いたら、何か入っていましたよというくらいで、あんまり読まれていないんですよね。だから、現在の水道事業がいかに大事なことであるかいうことをもう一度わかっているだけで、独立採算制とするならば、やっぱりある程度の値上げは仕方がないと思われるので、だからパーセント云々とか企業債がどうだとか言ったところで、一般市民の方は全然わからないと思います。

だから、修正案1、修正案2とありますけれども、市民感情からすると、できるだけ（値上げを）抑えていくべき方向がいいと思います。

【理事者】

総括的に、今のご意見について私から少しお答えさせていただきますと、今まで確かに啓発なり、市民に水道というインフラをお伝えするっていうことが、どれだけでできていなかったかは、反省するばかりだなと。こういったものはやり続けるということが大切なことだと思っておりますので、工夫しながら、しっかり改善していきたいと思っております。

【会長】

広報の内容について、料金や経営ということだけでなく全般的に、この水道の重要性が伝わるような工夫を是非お願いしたいということと、今回の料金改定に対する案としては比較的その改定率を下げる修正案ということで支持しますという意見だったかということとで解釈いたします。その他いかがでしょうか。

【委員】

料金改定の話ですけども、もう1つ市民の皆さん思っらっしゃるのは、管路の取り替えについて、1年間で10kmずつ取り替えていることです。ああいったことも非常にに関心あるのでね、管路更新の部分ももう少し前向きにですね、維持管理していかないかということもわかっていた方がいいかと思います。

【理事者】

インフラ全てにわたって言えることだと思います。どこまでいっても改善していかなければならないことですので、しっかりと毎年毎年改善して、広報に努めてまいりたいと考えております。

【副会長】

(修正) 案2は、ご審議いただいたように私も致し方ないものだと理解はしております。ただ、例えば23頁のシミュレーションでお示しいただいているとおり、委員からのご指摘がございましたが、(企業債残高対給水収益比率の財政目標達成時期を)10年間先延ばしをしており、その間のリスク管理は、災害だけではなくて借入が増える部分は施設に使うけれども、シミュレーションを見ますと収益の部分が明らかに下がるわけです。逆に言えば水道事業を担当される皆さんの一層の経営努力が、更に10年間重くのしかかってしまうことを懸念いたします。

さらに24頁などを見ても、また、特段数値を変更されていないということは、人件費もそのままです。その他の費用も現状を最低限維持させる。逆に言えばそこを引き上げたくなった場合に、さらなる料金改定を検討せざるを得ない場合や、市民サービスをカットしなければならないことになると理解しています。その点だけが懸念になっておりますので、今後皆様におかれましても、早急にご検討いただきますと共に、審議会でも検討したいと思います。この点だけ意見として述べさせていただきます。

【委員】

僕も一市民の感覚からして皆さんの意見を聞いて感じたのは、修正案1と修正案2について僕なりにいろいろ考えたところで、やっぱり(修正案)1と(修正案)2のどちらになっても市民からすると、全員一致、全員満場で皆が納得するってことは多分ないと思うんですね。何十万人いる東大阪市の中で全員が納得するっていうところは絶対ないと思うので、そこは仕方ないと思うんですけども、やっぱり僕も東大阪市民として1円でも安ければ、特に大阪とか関西は安ければ安い方が良いという風潮があるのかなあというな思います。僕自身も(審議会に)携わらないと水道のことを知らなかったと思いますし、何で値上げするんやっていうところで終わっていたと思いますが、この自治協議会の説明であるとか、これからちょっと楽しみにしているんですけど、チラシが配布とかっていうところで、市民の皆さんに水の大切さとか、施設も何かを潰してそれを他に回したらという意見も、僕の周りにあったんですけど、どれだけ施設が大事でどういう仕組みになっているかということをおわかってない人が大多数なんじゃないかなと思います。

僕の家族とかでいうと、母は実家に帰るとお米とかも絶対買ってきた水で炊いていたり、歯磨きとかするときも買ってきた水でうがいしたりとか、すごいびっくりするぐらいで、どれだけ水道嫌いやねんみたいな感じに思うんですけど。でも僕も審議会に入って東大阪の水はどれだけ安全安心かということも、家族とか周りにも伝えていくと、ちょっと

考えを変えてくれたりとか、今僕は（水道）水を飲んだりしているんですけど、そういうところで一人一人の広報とか、考え方1つで市民感情は変わっていくと思うので、そこを根強くやるとですね、少しでも多くの人が値上げとか、この東大阪の水道のあり方とかっていうのは理解してくれるんじゃないかなと思います。僕は引き続き、市民の側から伝えるところは伝えていきたいなというふうに思います。

【委員】

消費者行動でいろんな分類をしている中で、スーパーの水を買う人は100人に対して何人いらっしゃるかっていう行動調査をやったこともあります。そのときに、63%はスーパーの水は買えません。ただ、私たちは大阪の水は高度処理水になっているから大変おいしいのよっていうふうに啓発している人たちだから、63%の行動があるのだろーと思います。

でも、外国へ行かれた人たちなんかは、お水は買って飲むものだという意識が高いです。おいしくて綺麗な水を、これほど平気にジャージャーと（流して）平気な顔で使用しているのが日本人なんです。日本人の水道に対する価値観のなさをすごく感じていて、啓発するのに苦労します。勝手な意識で（水道水は）湧かさないと飲めないとか臭いとか仰いますけれども、川を汚くしたり海を汚くしたのは全部市民なんです。綺麗な水で流れてきたら、これほど問題は起きなかったと思います。

【会長】

今お話を伺いながら思い出しましたが、大阪府の場合は、平成10年（1998年）に高度浄水処理が導入され、高度浄水処理水を全量入れていくというときには、かなり啓発活動といいますか、水道の水が美味しくなるんだというふうな宣伝をしておられたと思います。一旦全部（高度処理水に）切り替わってしまうと、確かにそれがもう当たり前になりました。

高度処理を導入するにあたっては、確かいろんな検討されてたんじゃないかなと思います。全量の処理にすると例えばトイレの水までオゾンと活性炭できれいにした水を使うことになるので検討の中で、当時は費用対効果の高い方法を選んだと思います。それだけいろいろ苦労して水を作って供給しているんだということを、また改めて住民の方に知っていただく必要があると思います。

【委員】

このところ言われてるのは（水道水は）危ないねという話です。1か月ぐらい前に週刊誌で飲み水のことを取り上げられて、日本の水は全部危ない、PFASが入っているということが掲載されたのはご存じだと思います。

それを読みますと、確かに大阪の場合は淀川の水を使っているからPFASは（ほとん

ど)含まれていない。それで週刊誌に出ていたのは摂津に2つの工場があつて、地下水でかなり高い値が出ている。

それで住民に聞いてみると、おいしい水を飲めと言ってるけれども、危ないんだったら(飲めない)というところが、誰でもやっぱりあるわけですね。

(東大阪市では)PFASについては、定期的に測定されているわけですね。だから、安全性まで言って、やっぱりおいしいなというようなことを伝える方法をとっていただいてもいいんじゃないかと思います。

【理事者】

PFASについて、広域水道企業団の浄水場においてもそうですし、僅かにあります東大阪市の浄水場、それと大阪市の浄水場においても、PFASのチェックというものはしております。今年報道等があつて、市民の方からいくつか懸念の問い合わせがあつて、私すぐ指示したのは、とにかくすぐに広報をあげろと、そして正しい情報をあげろと。どうしてもその時に我々は「大丈夫です」という言葉を使いがちなんですね。私は「大丈夫です」という言葉を使わず、「基準を大幅に下回っています」と伝えるように指示しました。

我が国の水質は、今は環境省が所管しておりますけれども、そこが示している基準を大幅に下回っていると。基準作るのは、国の方が作っておりまして、それに対して我々は、それを下回っていることが安全な水であるというふうに判断しております。

あとは啓発というものは、やればやるほど内容が高度になっていくんですけども、じゃあなぜその数値が安全なのかっていうのは、おそらく、市民からそこまで来るかと思えますので、そのあたりちょっと念頭に置いてですね、今後、今ご指摘いただきました水質等についても、啓発の対象にさせていただきたいと思っております。

【会長】

今までご意見をお伺いしておりましたが、この激変緩和の段階的な料金改定という意味では庶務の方から提示のあった修正案2に関しても、基本的に受け入れるといいますか、容認するというようなご意見が多かったかなと思いますので、庶務の方から提示されましたように、今後予定されている大規模更新事業に備えるために中間報告で示されました令和7年10月に28%の料金改定を実施するということが望ましいですが、段階的な料金改定ということで水道料金の利用者への影響の緩和措置として、修正2についても可とするということで審議会としてはとりまとめたと思いますけれども、委員の皆さまよろしいでしょうか。

～「異議なし」の声～

異議なしということですので、そうしましたら、これから庶務の方で答申案の準備をお願いしたいと思います。答申案をまとめる時間が必要ですので、ここで15分程度の休憩

時間を設けたいと思います。

委員の皆様には休憩後に庶務がとりまとめた答申案をご確認いただくことになりますので、よろしくお願いします。

～答申案とりまとめのため、休憩～

【会長】

それでは、答申案の準備が整いましたので会議を再開して、庶務の方から説明をお願いしたいと思います。

(庶務より、答申書(案)について読み上げ)

【会長】

ただいまご説明いただき、説明がありました、答申案について、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

～意見なし～

【会長】

それでは、こちらの答申案をもちまして最終答申として取りまとめさせていただきたいと思います。ではお手元の答申書の(表紙に記載の)案を、線を引いて削除し、本日の日付「11(日)」を加筆してください。

これで答申の内容が固まりましたので、これで審議を終了します。

4 答申手交式

- 会長より管理者へ答申書を提出

上下水道事業管理者の謝辞

改めまして、まず、今回の料金改定に係ります審議、今年の8月に第1回といたしまして、9月、それと本日と、3回にわたりまして、短期間にも関わらず、非常に熱心かつ、我々に対する確かつ懇切にご指摘、そしてご意見、ご助言賜りまして本当にありがとうございます。

私はこの4月1日から、上下水道事業管理者を承っておりますが、令和4年のときの答申、審議開始からいきますと、令和3年の8月までさかのぼりまして、そこからいきますと、3年以上にわたりまして、本当にご審議いただきまして、もう感謝の言葉もないぐらいでございます。その間、企業団への統合の検討という1つの大きな出来事があって、結果的には、将来に対する不確定要素というところが、なかなか議会としての議決に至らず、水道の広域化、府域一水道というものを、否定されたわけではないんですけども、今の段階では、引き続き、東大阪市が単独で、水道事業経営していくという判断となりました。私がこの4月に参りまして、その中で、今日の審議会でもございましたが、20年以

上に渡って、値上げの料金改定を行っておらず、かつ、その間、施設の老朽化、我が国を取り巻く自然現象の激甚化の中で、庶務としても、私、管理者としまして、どのようにしていったらいいのかと言う、本当に迷いの中で、当審議会に臨んで参りましたが、何とか、本日、会長を筆頭に、委員の皆様方のご尽力で、ここまでまとめていただき、答申書を受け取ることができました。本当にありがとうございます。

当然これまでも答申をいただいておりますが、それを条例案にまとめて、議会に上げていくということができずに、今に至っております。本日いただいた答申につきましては、速やかに、条例改正案にまとめて、議会の方に提出して、すぐさま市民への生活に、反映されていく、一時的には値上げということになるんですが、水道施設、安全・安心、それで安定した水を、お客様にお届けするために、しっかりと還元できるように対応して参りたいと思っております。これが私の責務だと思っております。

また、当然これをスタートいたしまして、今後、向こう 10 数年間の大規模施設更新、その後、さらに長い期間にわたる 100 年計画で管路の耐震化を図っていく。また今日の答申の中でもいただいたように、適宜、経営状態というものを審議会の中でチェックして、必要に応じた料金改定について理解を得られるような努力をしていくと同時に、社会インフラの 1 つである水道というものを、市民の方にしっかりとご理解いただくような啓発、広報という努力を続けていくというような大きな任務をいただきました。すべて、今日、私の他、ここにおります、或いはこの建物の中でおります水道の職員、全部が一丸となって、対応して参りますので、今後とも、引き続き叱咤激励、ご鞭撻賜りますことを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

5 閉会

(庶務より、今後のスケジュールについて説明)

会長あいさつ

今期最後ということでご挨拶させていただきます。2 年間、主に料金改定の審議が中心になっておりましたけども、委員の皆様には色々のご意見いただきましてありがとうございました。

特に今回の料金改定、これまでの議論、かなり住民の方にとって、非常に耳の痛いというか、負担を強いるような、それを受け入れていただくような、そういう意見といいますか、そういう案について、受け入れざるをえないという、非常に厳しい内容だったかなとは思いますが、きちっとそれを正面から受け入れて、ご検討いただいたということで、本当にありがたく思っております。

料金改定という意味では、今日の答申を持って、一旦区切りがついたわけでございますけれども、答申書の中にもありましたけれども、そもそもこの議論、一番最初、料金改定もそうですけども、料金体系自体、拡張期に設定された体系を、今の東大阪市の現状に応

じた形で修正していくことで、不公平を解消していく必要があるというところから話がスタートしたと思います。まだその宿題が残っているのかなと思いますので、これは次の審議会の議論になるかもしれないと思いますし、水道局の皆さん方が将来的に、この東大阪市の水道事業が安定した形で持続できるように、長期的な視点に立って、継続的に検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうも皆さんありがとうございました。